

令和4年度法務省委託 人権啓発動画「ハンセン病問題を知る ～元患者と家族の思い～」の広告配信に関する留意事項

バナー広告 (GDN及びYDA)

- 1 バナー広告 (誘導用) は、グーグル合同会社、ヤフー株式会社の提供する次の広報媒体を使用する。
  - (1) Google Display Network
  - (2) Yahoo! Display Ads※ ただし、上記媒体と同等又はそれ以上の広報効果が得られる他の媒体がある場合は提案すること。その場合は、根拠資料や理由等、必要な情報を提案書中に明記すること。
- 2 掲出先サイトは当センターが指定するものに限定すること。
- 3 バナー画像クリック数はより多いことが望ましいが、少なくとも以下のクリック数を満たすものとする。

(1) Google Display Network	計50,000クリック以上
(2) Yahoo! Display Ads	計50,000クリック以上

※ 掲出においては当センターと協議のうえ、別途グーグル合同会社、ヤフー株式会社と連携し効果的・効率的な配信運用に努めること。
- 4 バナー広告で掲載する画像は、受注者に対して当センターより提供する。

SNS (Twitter、Facebook、Instagram等)

- 1 次のSNSによる動画広告とする。
  - (1) Twitter
  - (2) Facebook
  - (3) Instagram※ ただし、上記媒体と同等又はそれ以上の広報効果が得られる他の媒体がある場合は提案すること。その場合は、根拠資料や理由等、必要な情報を提案書中に明記すること。
- 2 動画再生数はより多いことが望ましいが、少なくとも以下の回数を満たすものとする。

(1) Twitter	計215,000回以上の動画視聴終了
(2) Facebook	計160,000回以上の動画視聴終了
(3) Instagram	計62,500回以上の動画視聴終了

※ 掲出においては当センターと協議のうえ、効果的・効率的な配信運用に努めること。
- 3 配信する15秒動画は、受注者に対して当センターより提供する。
- 4 Twitterにおいては、当センターのアカウント (@Jinken\_Center) を使用し、広報展開を行うこととする。また、Facebook及びInstagramにおいては、当センターが発行するメールアドレスを使用し、広報用のアカウントを作成すること。

YouTube (インストリーム広告)

- 1 「YouTube TrueView」による動画広告とする。
- 2 ターゲティングについては、当センターが指定する範囲から選定すること。
- 3 動画再生数はより多いことが望ましいが、少なくとも以下の回数を満たすものとする。

YouTube TrueView	計750,000回以上の動画視聴終了
------------------	--------------------

※ 掲出においては当センターと協議のうえ、効果的・効率的な配信運用に努めること。
- 4 配信する15秒動画は、以下を使用すること。

Y o u T u b e 法務省チャンネル

人権啓発動画「ハンセン病問題を知る ～元患者と家族の思い～」(15秒CM)

<https://youtu.be/kIMr2PNokac>

実施時期
------

以下を参考に実施時期を検討すること。

- |   |                              |              |
|---|------------------------------|--------------|
| 1 | らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日       | 毎年6月22日      |
| 2 | 熊本地方裁判所におけるハンセン病家族国家賠償請求訴訟判決 | 令和元年6月28日    |
| 3 | ハンセン病問題に関する親と子のシンポジウム        | 令和4年7月下旬(予定) |
| 4 | 人権週間                         | 毎年12月4日～10日  |